

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）

発行人 大分県

編集

株佐伯コミュニケーションズ

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和三年
号外 六六
十月十九日

（火曜日）

目 次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数と四十分の三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十萬に六分の一を乗じて得た数と四十萬に三分の一を乗じて得た数と四十萬に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）……一
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………二
衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時……………二

選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数と四十萬に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十萬に六分の一を乗じて得た数と四十萬に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）……………一
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二

一 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十萬に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十萬に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数）……………一
二 大別府市 一三三、五二三人
三 中津市 三二、〇四〇人
四 佐伯市 一七、八一七人
五 久見市 一九、八八八人
六 竹田市 一〇、七五七人
七 田原市 四、九〇四人
八 白石市 六、〇四一人

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条规定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示）

令和三年十月十九日

大分県報号外（選管委告示・選挙長告示）

二

豊後高田市	六、二四三人
杵築市	八、〇一六人
宇佐市	一五、三三一人
豊後大野市	九、九八四人
由布市	九、四四三人
国東市・姫島村	八、四二〇人
日出町	七、八四三人
九重町・玖珠町	六、八三八人

大分県選挙管理委員会告示第八十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

大分県第一区 二四、八九六、二〇〇円

大分県第二区 一二三、一二二、五〇〇円

大分県第三区 一二三、六三六、〇〇〇円

大分県選挙管理委員会告示第八十八号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を次のとおり定めた。

令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

日本放送協会大分放送局

大分朝日放送株式会社

株式会社大分放送

株式会社テレビ大分

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長

阿部良秀

一場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階

大分県選挙管理委員会室

大分県第三区選挙長

大分県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

ラジオ	十月二十七日 午前九時五分
	十月二十八日 午前九時五分

			衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長	角	山	光																					
一	場所	大分市大手町三丁目一番一号	大分県選挙管理委員会室	大分県選挙管理委員会室	大分県選挙管理委員会室	大分県選挙管理委員会室																					
二	日時	令和三年十月二十九日十時三十分																									
○選挙分会長告示																											
衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長告示第一号																											
<p>令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。</p>																											
令和三年十月十九日																											
<table> <tr> <td>一</td> <td>場所</td> <td>大分市大手町三丁目一番一号</td> <td>秦</td> <td>喜</td> <td>美</td> <td>恵</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>大分県選挙管理委員会室</td> <td>大分県選挙管理委員会室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>令和三年十月二十九日十時四十五分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							一	場所	大分市大手町三丁目一番一号	秦	喜	美	恵	二	大分県選挙管理委員会室	大分県選挙管理委員会室					日時	令和三年十月二十九日十時四十五分					
一	場所	大分市大手町三丁目一番一号	秦	喜	美	恵																					
二	大分県選挙管理委員会室	大分県選挙管理委員会室																									
日時	令和三年十月二十九日十時四十五分																										

令和三年十月十九日

大分県報号外（選挙長告示・選挙分会長告示）